



Global Tax Update

英国

デロイト トーマツ税理士法人

2016年5月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の抄訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

英国の EU 離脱: 直接税および間接税への影響

(1) 概要

短期的な観点からは、英国の欧州連合(European Union: 以下「EU」)離脱が英国の間接税および直接税に与える影響は小さいと考えられる。離脱協定(Secession Agreement)が締結されるまでは英国は EU に残留し、離脱交渉の期間中は大きな変更が行われる可能性は低く、将来変更が行われるべき具体的な項目は、これらの交渉結果に基づいて決定されることになる。

離脱後は、英国政府にとって選択肢が増えるため、税制に対する英国のアプローチが変わる可能性がある。ただし、離脱後の EU との関係によっては、直接税については、依然として EU レベルの規制と平仄を合わせた制度を維持する可能性もある。

間接税、特に付加価値税(Value Added Tax: 「VAT」)や関税は、EU レベルでその制度の枠組みが定められていることから、EU 離脱後は、英国は独自の関税制度を導入することが求められる可能性があるが、VAT は英国国内法に定められているため、VAT 指令に依拠せずともその制度を継続することは可能である。ただし、細部については改正の可能性もある。

EU における制約から解放された場合であっても、英国が完全に新しい税制を構築する可能性は低い

と考える。これは、直接税に対する既存の EU からの制約はそもそも影響が大きくはなく、英国の法人税法上採用している傾向のあるテリトリアル課税方式は、多くの国が採用する一般的な課税制度であるためである。また、VAT 制度に対する注目は世界的に高まっており、多くの新興国も VAT を導入しているところであるが、英国政府が今後、税制を抜本的に改正する可能性は低いと考える。とはいえ、制度の柔軟化を含む、軽微な改正が行われる可能性は十分にある。

(2) EU 離脱後の選択肢

EU 離脱の影響に関する分析を困難にしている理由の一つとして、EU モデルを代替するモデルが数多く存在することが挙げられる。これらの選択肢には次のようなメリットおよびデメリットがある。

➤ EEA への加盟: ノルウェーモデル

ノルウェー(アイスランドおよびリヒテンシュタインも同様に)は欧州経済領域(European Economic Area: 以下「EEA」)の加盟国だが EU には加盟していない。EEA モデルを採用すると EU 単一市場(Single Market)へのアクセスが認められるが、EU 加盟国に課されるものと同様の義務(財政支出等)が課される。EEA 加盟国は EU 単一市場に関する大部分の規則に従わなければならない一方、これら

の規則の制定に関する投票権や拒否権は与えられない。また、人の移動の自由も認めなくてはならない。

➤ **EU との二者間協定: スイスモデル**

EU との二者間協定では通常、EU 単一市場への限定的なアクセス(非関税貿易、サービス市場への一定のアクセスおよび EU 加盟国市場で事業を行う企業に対する公平かつ無差別的取扱いの全部または一部)のみが認められ、関税同盟の設立や非関税障壁撤廃にまで至ることはまれである。スイスは、EU との二者間協定により EU 加盟の特典を最大限に享受しているが、人の移動の自由、EU への巨額の支出、EU 単一市場に関する大半の規則受入れなどその義務も大きい。

➤ **自由貿易協定: カナダモデル**

EU と自由貿易協定を締結する場合、EU 単一市場へのアクセスはさらに限定される。EU・カナダ自由貿易協定ではカナダ製品の関税がすべて撤廃されているわけではなく、多くの主要業種が対象から除外されており、また EU への輸出に際してカナダは EU 規則を受け入れなければならない。また、英国経済の主要産業であるサービス業も対象外となっている。

➤ **WTO 加盟**

貿易機関(World Trade Organisation: 以下「WTO」)は WTO 加盟国(英国を含む)間の貿易に関する規則を定めている。ただ、この規則には EU 単一市場へのアクセスや EU が自由貿易協定を締結・交渉している 53 の市場への優遇アクセスは認められていない。

(3) EU 離脱のプロセス

EU 離脱が決まると離脱プロセス(Secession Process: 離脱条件の交渉)が開始される。離脱協定が合意に至るまで(合意に至らない場合は 2 年を経過した時まで、または、他の 27 の加盟国と交渉期間を延長するという合意に至った場合はその時まで)、EU 法、EU 条約および欧州司法裁判所(Court of Justice of the European Union: 以下「CJEU」)へのアクセスが引き続き可能である。したがって実務上、英国の EU 離脱により法令、実務および政策に直ちに影響が出る可能性は低い。

(4) 間接税

1) 関税

現在、関税はその大部分が EU 指令および規則(EU Directives and Regulations)に基づいており、関税率等も EU レベルで定められている。英国への輸入時に徴収された関税は EU に送金される。EU 離脱後は、関税の管理および徴収に関する権限は英国に戻されるため、関税に関する現行規定である EU の指令および規則ならびに理事会決定(Council Decisions)に代わる英国国内法が必要となる。現行の EU 規定と同一のものを国内法として施行することも可能であるが、英国は部分的にこれらの規定に反対意見を示していたことを踏まえると、一定の修正が加えられるものと考えられる。

現行 EU の管理下にある関税率は英国管理下に移り、英国の関税率が EU の関税率とは異なってくる等の可能性はあるが、それは長期的な問題といえる。

関税および国際貿易に関する制度(認定事業者(Authorised Economic Operator)制度等)は他の関税プロセス(一時輸入、関税賦課一時停止等)同様に、そのまま継続される可能性が高い(ただし、これらを実施するための国内法整備は必要)。

企業にとって最も影響の大きい関税関連の変更は、EU 加盟国との取引が輸出入取引として取り扱われることであると考えられる。離脱交渉の結果にもよるが、この変更により、物品が EU 加盟国から出入りした時に関税が課され、関連する輸入手続の増加とともに取引の妨げとなる可能性がある。

英国の WTO 加盟は EU 加盟・離脱とは直接的には関係ないため、WTO 加盟国としての英国の権利および義務は EU 離脱後も維持される。

EU 離脱により、EU 貿易協定に定められている特典および義務は消滅するため、英国が個々の国と個別に協定を締結することが予想される。新協定の交渉スケジュールは政治的な問題である。

離脱交渉において議論すべき数多くの問題の中で、とりわけ、EU 加盟国との取引に関する取扱いは、最大の焦点になるものと考えられる。

2) 物品税(Excise Duty)

離脱後、物品税に関する EU の影響は失われるが、

物品税率は域内調和が完全に図られているわけではない。そのため、多少の変更の可能性はあるが、英国市場の税率が大きく変更される可能性は低い。

関税同様、英国と EU 加盟国との間の物品の移動は輸出入取引として取り扱われる。離脱交渉の合意内容にもよるが、これらの移動は現行の「EU 域内貿易」の規則とは異なる手続の対象となる可能性が高い。

3) VAT

現行、VAT は、VAT 指令および規則に基づき、理論上域内調和が実現されており、国内法や CJEU 等の決定に基づいて具体的な詳細が定められている。EU 離脱の影響を最も大きく受ける税目の一つであるといえる。

まず、英国 VAT 法を改正し、EU 加盟国との取引が、EU 域内配送・取得ではなく輸出入取引となり、輸出入としての申告および証明書類等が必要となると想定される。また、現在、EU のミニ ワンストップ ショップ (Mini One-Stop Shop) に登録されている企業は「EU 非加盟国」に変更しなければならず、EU 加盟国からの VAT の還付を請求する場合、EU 域内電子還付金制度ではなく、VAT 第 13 号指令に定める還付金手続に従わなければならない。

離脱日を発効日として、納税者は EU 法の「直接的な効力」に依拠することはできなくなり、英国 VAT 法の解釈についても (EU 法の規定および解釈のベースとなっている) 目的論的解釈を採用する場面は限定的になると考えられる。また、英国の裁判所も英国規定の解釈に立ち返り、CJEU の決定を参照する程度は減る可能性がある (ただし、英国 VAT 法は EU 法に起源を持つため、当面の間、英国裁判所は、EU 非加盟国の裁判所が国内法解釈の際に EU 法解釈を参照するのと同様に、英国規定適用の際に既存および将来の CJEU 判例を参照する可能性がある)。

英国は EU の VAT 法 (VAT 税率、免税やゼロ税率の範囲等) に従う必要はないため、離脱後、英国はこれらについて今より柔軟に対応することができるようになる。そのため、今後、例えば、国内の燃料および電力に対するゼロ税率や省エネ製品に対する VAT 減免などの復活が検討される可能性がある。具体的な変更内容を現時点で予測することはできないが、税収という観点から政府が何らかの変更を

行う可能性は高い。

企業の日々の VAT に関する業務については、クロスボーダー取引に係る実務が変更され、これに伴いインボイス手続や報告手続が変更される可能性がある。また、一部業種では VAT 申告方法が大きく変わる可能性もある。例えば、旅行業界の企業は旅行者差額課税制度 (Tour Operators Margin Scheme) に基づいて VAT 申告する必要はなくなる。また、EU 加盟国に B2C (企業から消費者へ) の電子サービスを提供する事業者は、EU のミニ ワンストップ ショップ制度に基づく VAT 申告への影響を検討しなければならない。英国国内法において、国内消費者に販売を行う事業者に対する英国版ミニ ワンストップ ショップ制度が導入される可能性があるが、離脱後、他の差額課税制度が継続するか否かは不明である。

離脱日より前の取引については、離脱後も納税者と英国歳入税関庁 (HM Revenue and Customs: 「HMRC」) との間で論争が起こる可能性があり、その場合には EU 法が参照される (英国の裁判所が CJEU に問題を付託しなければならない可能性もある)。こういった問題は長期的には解消されるが、離脱交渉において議論すべき問題といえる。

4) 資本税 (Capital Duty)

離脱後、英国は資本税指令や関連する判例に従う必要はない。

5) 影響を受けない間接税

航空旅客税 (Air Passenger Duty)、埋立税 (Landfill Tax)、気候変動税 (Climate Change Levy)、岩石・砂利税 (Aggregates Levy) および保険料税 (Insurance Premium Tax) などの間接税は EU 法に基づく税ではないため、EU 離脱による直接的な影響は受けない (ただし広範な見直しによる影響を受ける可能性はあり、また、EU の国家補助禁止規定 (state aid rules) の適用がなくなるため間接税政策の方向性が影響を受ける可能性もある)。

(5) 直接税

1) 直接税に関する EU 法

他の分野と比べて、英国の EU 離脱が直接税に与える影響は小さい。間接税とは異なり、直接税は EU 条約において明示的には規定されていない。また、多くの CJEU の決定においても「直接税は国家

能力の一つであり、当該国家能力はEU条約に従って行使されなければならない」と言及されている。

EU条約は、欧州理事会に、EU内部市場における設立および機能に直接的な影響を及ぼす法律、規則および規定を概括する指令を発行する権限を付与している。間接税指令等を含むすべての税に関する指令は全会一致を要し、欧州議会の関与はない。加盟国はEU域内貿易および投資ならびに事務的な協力体制を促進するために多くの指令を実施してきた。以下はその例である。

- **親子会社指令**:親会社に支払われる配当に係る源泉税の免除に関する規定
- **合併指令**:EU域内で行われるクロスボーダー合併、(部分)分割、資産譲渡および株式交換に関する企業・株主レベルの課税の繰延に関する規定
- **利子・使用料指令**:一定の利子および使用料の源泉税免除に関する規定。例えば、ジブラルタルは当該指令を源泉税減免の拠り所としているため、金融サービスやゲーム業界に特に影響を及ぼす可能性がある
- **相互支援指令**:税務当局間の事務協力に関する規定。貯蓄性所得に関する情報交換等
- **回収支援指令**:税金の回収(還付等)に関する支援に関する規定
- 指令ではないが、**移転価格仲裁協定(Transfer Pricing Arbitration Convention)**もEU法と関係が深い

4つの自由、すなわち、サービス提供の自由、人の移動の自由、資本の移動の自由および事業の設立の自由は直接税と関係が深く、CJEUは各加盟国の国内法がこれらの自由を侵していないかについて判断を下している。英国法人税制はその一部がEU条約に違反しているという判断が下され、当該違反是正のために改正されたり、また、クロスボーダー欠損金のグループリリーフについてもEU条約に違反しないようにするための改正が行われた(とはいえ、改正法の適用についてはまだ問題が残っている)。

2) 英国がEUを離脱したら何が変わるのか？

前述のとおり、英国のEU離脱が決まると長期間にわたる離脱プロセスが開始し、その間はEU法およ

びEU条約が引き続き適用されることになる。

経過措置の適用可能性があるものの、EU離脱後は原則、各指令(および移転価格仲裁協定)は適用されなくなる。ただし、各指令が組み込まれている国内法は、廃止されない限り、引き続き適用されると見込まれる。また、EU加盟国にのみ適用される優遇措置もあるため、離脱後、EEAに加盟するか否かにもよるが、これらの優遇は廃止される可能性がある。

EU条約で規定されている4つの自由はEEA協定とEU条約でおおむね同じなので、EU離脱後にEEAに加盟する場合は、英国国内法はこれらの自由を遵守しなければならない。

相互支援指令および回収支援指令はEU離脱後は適用されなくなるが、英国および他の多くの国は、「欧州理事会・OECD税務執行共助に関する多国間条約」に署名している。この条約はこれら2つの指令と範囲が類似している。ただし、詳細は異なる。

会社法指令、会計指令およびEU勧告における「超小企業、小企業、中企業」に関する定義は短期的には変わらないと思われるが、EU離脱後、必要に応じて変更される可能性がある。IFRSについては、EU離脱後はEU版IFRSを採用する必要はなくなるが、IFRS自体は採用される可能性がある。

3) 国家補助禁止規定および有害な租税慣行
スペインののれん訴訟やスターバックス、フィアット、アップル、アマゾン等に関する欧州委員会の対応に見られるように、EU条約の**国家補助禁止規定**も直接税と関係が深い。離脱前の問題について提起された**国家補助禁止規定訴訟**は継続する可能性が高い。離脱前の期間にはEU法が引き続き適用されるため、離脱前からCJEU(または下級裁判所)で争われている訴訟が離脱交渉によって終了することは原則としてない。

4) 会社法指令および会計指令

EUは会社法指令および会計指令を定めており、税務上の用語の定義には会社法指令に、一定のリポーティングルールの中には会計指令に依拠しているものがある。また、EUはEU版IFRSを採用し、独自の解釈を行っている。

(6) 税務上の影響を及ぼすと思われるその他の要素

1) システムおよび統制

企業が現在 VAT 申告に使用している ERP システムおよびコンプライアンスプロセスへの適切な変更を行うには相当程度のプランニングおよびリソースが必要と考えられる。例えば、税目コードおよび顧客参照データの徹底的な見直しや更新を行うとともに税務申告書作成に使用するスプレッドシートや自動ツールおよびコンプライアンス手続についても変更が必要となるだろう。

2) 組織再編

事業再編または組織再編の税務上の影響について検討するために、企業の税務責任者は、社内の戦略上の議論に参加することが求められる場合があると考えられる。例えば金融業の場合、EU パスポート権¹の喪失に対応するために再編を行わなければならない可能性がある。

大規模な再編を行った場合は、税務オペレーションモデルについても徹底的な見直しを迫られる可能性がある。

¹ EEA 内の認定金融業者は、事業(支店および/または代理店)設立の権利の行使またはクロスボーダーサービスの提供を通じて、域内加盟国であればどこでも許可された事業活動を行うことができる。当該権利は 2000 年金融サービス・市場改正法 (Financial Services and Markets Act 2000 (as amended)) に EEA の権利として規定されており、「パスポート権 (passporting)」として知られている。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte LLP ロンドン事務所

パートナー 古新居 由紀 ykonii@deloitte.co.uk

ディレクター 日高 大雅 hhidaka@deloitte.co.uk

日本における英 EU 離脱(Brexit)に関するお問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人

パートナー 結城 一政 kazumasa.yuki@tohmatu.co.jp

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited